

那覇市観光事業者（観光交通・マリンレジャー・簡易宿所等）応援事業奨励金 申請受付要領

1. 目的

新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな影響を受けた本市の基幹産業である観光産業のうち、貸切観光バス事業、レンタカー事業、マリンレジャー事業及び簡易宿所・民泊事業を営む本市内に所在する中小企業法人及び個人事業主に対し、適切な感染防止対策の取り組みや、車両、施設、備品等の利用環境を整えることを目的に奨励金を給付します。

2. 支給額

1 事業者あたり一律 5 万円

3. 対象事業者

本奨励金給付の対象事業者は次に定める要件をいずれも満たす事業者とします。

(1) 今後も事業を継続する意思があり、令和 2 年 4 月 1 日時点で本市内に本社、支店（事務所や営業所など）または宿泊施設を有する、中小企業または個人事業主で、事業の営業処分等を受けていない以下に掲げる事業者。ただし、観光客向けに事業を実施している事業者のみ対象となります。※1

① 一般貸切旅客自動車運送事業について許可を受けている事業者（貸切観光バス事業者）※2

② 自家用自動車有償貸渡業について許可を受けている事業者（レンタカー事業者）

③ 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第 11 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事業の届出をしている事業者（マリンレジャー事業者）

④ 簡易宿所営業の許可を受けているか、または住宅宿泊事業の届出がされている事業者（簡易宿所・民泊事業者）

※1 上記①～④の内、複数に該当する場合は、どちらか一つでの申請となります。

※2 「那覇市公共交通事業者(路線バス、タクシー)応援事業奨励金」と重複して給付を受けることはできません。

(2) **令和 2 年 4 月 1 日以前**に営業を開始しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け収入が減少している事業者

(3) 申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条及び那覇市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団または暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体または個人でないこと、かつ、将来にわたっても該当しないこと、また、上記の暴力団等が経営に事実上参画していないこと。

4. 申請手続き等

本奨励金の給付を受けようとする事業者は、下記(1)から(3)を確認のうえ、必ず受付期限内に提出してください。なお、本奨励金の申請者は「3. 対象事業者」に掲げる要件を満たす事業者の代表者に限り、申請は 1 回限りとします。

(1) 申請に必要な書類等の入手・提出方法

本市ホームページより申請書を入手し、必要事項を記入のうえ必要書類を揃えて、受付期限内に下記宛先まで郵送にて提出してください。（感染症拡大防止のため対面での説明・受付はいたしません）

(2) 受付期間

令和2年10月1日(木)から同年11月30日(月)まで ※消印有効

(3) 郵送先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市 経済観光部観光課
「観光事業者奨励金申請受付 行」

※必要分の切手を貼り、裏面には差出の方の住所及び法人名、担当者氏名を必ずご記入ください。

※できるだけレターパック、簡易書留等の郵便物の追跡ができる方法での郵送をお勧めします。

5. 必要書類

以下の(1)から(4)に掲げる書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

- (1) 那覇市観光事業者(観光交通・マリンレジャー・簡易宿所等)応援事業奨励金申請書(口座振替依頼書)兼誓約書(第1号様式)
- (2) 営業許可等の写し ※別紙1に掲げる書類のいずれか
- (3) 収入の減少していることの確認書類 ※別紙2に掲げる書類のいずれか
- (4) 振込先口座の通帳より、以下に掲げる面の写し
 - ① 通帳表紙
 - ② 表紙ウラ面

【振込口座に関する注意事項】

- (1) 別紙2の①で申請する方について、振込口座は沖縄県からの給付金の振り込みを受けた口座に限ります。
- (2) 法人の場合は当該法人の口座、個人事業主は依頼人ご本人の口座に限ります。
- (3) 電子通帳等で紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面(画像)等を撮影して印刷するなどして提出してください。当座預金口座で紙媒体の通帳がない場合も、同様に画面(画像)等を撮影して印刷するなどの対応をお願いします。

6. 問い合わせ

10月1日(木)から11月30日(月) 午前9時から午後5時まで(土日祝祭日は除く)
那覇市 経済観光部 観光課 ☎098-862-3276 FAX098-862-1580

7. その他

- ・申請書の記載内容及び添付書類に不備がないことを確認のうえ、順次、申請のあった口座に入金いたします。
- ・本奨励金の給付後に不正等が発覚した場合には、奨励金を返還していただきます。
- ・必要に応じて、那覇市は検査、報告、是正のための措置を求めることがあります。また、これらの確認のため、関係機関に問い合わせすることもあります。
- ・提出された申請書等に不備がなければ、提出日から30日以内で振り込みます。